

慌てず行動するために

緊急地震速報の訓練を実施

緊急地震速報を活用した全国的な訓練を実施します。

緊急地震速報を見聞きしてから、

強い揺れが来るまでの時間はわずかです。

慌てずに身を守るよう訓練しましょう。

日時と伝達方法

日時／7月5日(木) 午前10時こ

ろ

伝達方法／防災行政無線など

どんな訓練をしたらいいの？

●建物の中では頭を保護し、丈夫な机などの下に避難しましょう。

●屋外ではブロック塀の倒壊や、

看板、割れたガラスの落下に

注意しましょう。

●車の運転中に地震を感じたら、

緩やかに速度を落とし、ハ

ザードランプを点灯して周り

の車に注意を促しましょう。

●鉄道やバスに乗車中に地震を感じたら、つり革や手すりに

しっかりつかまりましょう。

市公式ツイッターで

防災情報を発信

市内の防災情報

を発信する公式ツ

イッターを開設し

ています。情報収

集の一つとして活用してくださ

い。

アカウント名／@asahi_bousai

問い合わせ先

総務課地域安全班

☎62・5311



70歳以上の人へ

8月から高額療養費などの上限額が変わります

全ての人が安心して医療を受けられる社会を持続し、世代間の公平を図るため70歳以上の高額療養費や、高額医療・高額介護合算療養費の上限額が変わります。

高額療養費

1か月に支払った医療費が、各世帯で決められた自己負担上限額を超えた場合に、上限額(表1)を超えて支払った分が支給される制度です。入院時の食事代や、差額ベッド代などは対象になりません。

〈変更の内容〉

●現役並み所得の適用区分が三つに細分化されます。

表1 高額療養費自己負担上限額

適用区分		外 来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得	Ⅲ 課税所得 690万円以上の人	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (4回目から:140,100円)	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満の人	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (4回目から:93,000円)	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満の人	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (4回目から:44,400円)	
一般	課税所得 145万円未満の人	18,000円 [年間上限 14.4万円]	57,600円 (4回目から:44,400円)
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)		15,000円

●現役並み所得Ⅰ・Ⅱの適用区分の人も、限度額適用認定証の交付対象になります。交付を希望する人は、7月中旬以降に申請してください。

●一般の適用区分の人の外来自己負担上限額が18,000円に変更されます。

高額医療・高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算して、各世帯で決められた自己負担上限額を超えた場合に、上限額(表2)を超えて支払った分が支給される制度です。

〈変更の内容〉

●所得区分が細分化され、自己負担上限額が変更されます。

表2 高額医療・高額介護合算療養費の自己負担上限額

適用区分	上限額
課税所得690万円以上の人	212万円
課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
課税所得145万円未満の人	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	19万円

問い合わせ先

●旭市国民健康保険の加入者

保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)

●健康保険組合・全国健康保険協会などの加入者

加入している保険組合・保険協会